

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第28号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項第2号中「のうち、」の右に「行財政局に所属する危機管理監公舎又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)